

廃棄物処理施設の生活環境測定

※2026年4月現在、過去1年間の測定をもとに表しています。

◆廃水処理プラント(東京都江東区新砂3-11-13、15)

大気汚染防止への取り組み

<乾燥機>

測定項目	単位	規制値		維持管理基準	測定値		測定頻度
		大気汚染防止法	都条例		最大値	平均値	
ばいじん	g/m ³ N	0.1	0.1	0.1	<0.002	<0.002	年2回
窒素酸化物	ppm On=16%	180		100	35	32	年2回
硫黄酸化物	※K値 m ³ N/h	1.17	1.17	1	0.02	0.017	年2回

<ガス焚ボイラ>

測定項目	単位	規制値		維持管理基準	測定値		測定頻度
		大気汚染防止法	都条例		最大値	平均値	
ばいじん	g/m ³ N	0.05	0.05	0.01	<0.001	<0.001	年2回
窒素酸化物	ppm On=5%	150	45	45	43	32	年2回
硫黄酸化物	※K値 m ³ N/h	1.17	1.17	1	0.004	0.004	年2回

水質汚濁防止の取り組み

<下水道放流水>

測定項目	単位	規制値	維持管理基準	測定値		測定頻度
				最大値	平均値	
pH		5~9	5~9	8	7.6	月1回
BOD	mg/l	600	300	27	10	月1回
SS	mg/l	600	300	70	34	月1回
n-Hex(動植物性)	mg/l	30	30	<2	<2	月1回
T-N	mg/l	120	120	110	39	月1回
T-P	mg/l	16	16	7.6	3	月1回

騒音防止の取り組み

<敷地境界>

測定項目	単位	規制値※1	維持管理基準※3	測定値 ※2	測定頻度
16:29~16:39	dB		70	60	年1回
20:05~20:15	dB		70	59	年1回
23:00~23:10	dB		70	60	年1回
6:00~6:10	dB		70	59	年1回

※1…当該施設は工業専用地域にあり、規制対象除外区域にある為、規制適用を受けません。(昭和42年都告示156号、157号)

※2…90%レンジ上端値

※3…「環境確保条例」の第4種区域基準(敷地境界線)を自主基準と致します。

振動防止の取り組み

<敷地境界>

測定項目	単位	規制値※1	維持管理基準※3	測定値 ※2	測定頻度
16:29~16:39	dB		65	42	年1回
20:05~20:15	dB		65	33	年1回

※1…当該施設は工業専用地域にあり、規制対象除外区域にある為、規制適用を受けません。(昭和42年都告示239号、240号)

※2…80%レンジ上端値

※3…「環境確保条例」の第2種区域基準(敷地境界線)を自主基準と致します。

悪臭防止の取り組み

測定対象	測定項目	単位	規制値※4	維持管理基準	測定値 (最大値)	測定頻度
敷地境界	臭気指数	—	13	13	<10	年1回
脱臭設備A	臭気強度	m ³ /min	270,000	270,000	80,000	年1回
脱臭設備B	臭気指数	—	35	35	16	年1回
脱臭設備C	臭気強度	m ³ /min	130,000	130,000	70,000	年1回
乾燥設備	臭気指数	—	35	35	27	年1回

※4…当該施設は条例区域の第三種区域の適用を受けます